

議案第 2 号

関市財政状況の公表に関する条例等の一部改正について

関市財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 20 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

上水道事業の名称等を改めるため、この条例を定めようとする。

関市財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(関市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 関市財政状況の公表に関する条例（昭和23年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「上水道事業会計」を「水道事業会計」に改める。

(関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「、水道及び」を「及び水道又は簡易水道の料金並びに」に改め、「下水道」の次に「又は農業集落排水処理施設」を、「共用部分の」の次に「料金及び」を加える。

(関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 関市特定公共賃貸住宅条例（平成16年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「、上水道又は簡易水道及び下水道又は農業集落排水」を「及び水道又は簡易水道の料金並びに下水道又は農業集落排水処理施設」に改め、「共用部分の」の次に「料金及び」を加える。

(関市上水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 関市上水道事業分担金徴収条例（昭和46年関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

関市水道事業分担金徴収条例

第1条中「関市上水道事業」を「水道事業」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第2条第1号及び第2号中「上水道」を「水道」に、「もの。」を「もの」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に、「もの。」を「もの」に改める。

(関市簡易水道事業等給水条例の一部改正)

第5条 関市簡易水道事業等給水条例（平成16年関市条例第91号）の一部を

次のように改正する。

第6条第2項中「関市上水道事業分担金徴収条例」を「関市水道事業分担金徴収条例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市財政状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成26年度以後の分として公表する財政状況について適用する。